

# 熊本県私立学校審議会運営規程

平成25年5月9日改正

- 第1条 会長の互選は、投票又は指名推薦の方法による。
- 第2条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 第3条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代行する。
- 第4条 会議は、会長が招集する。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 第7条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
- 第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り会長に差し出さなければならない。
- 第9条 委員が私立学校法第15条に掲げる事項について発言しようとするときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。
- 第10条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第11条 会議は、公開とする。ただし、別表に定める議事に係るものは、非公開とする。
- 第12条 議事録は、総務部総務私学局私学振興課の職員が作成する。
- 2 議事録には、議長及び審議会において定めた2名の委員が署名しなければならない。
- 第13条 議案を調査するため、必要に応じ、審議会に部会を設けることができる。
- 第14条 この規程に定めのない事項については、会長が審議会に諮って定める。

## 別表

非公開とする議事	<ul style="list-style-type: none"><li>・私立学校の設置に関すること。</li><li>・私立学校の設置者の変更に関すること。</li><li>・その他、会長が非公開で行うことが必要であると決定した議事</li></ul>
----------	---